

特任教員及び博士研究員における給料の基準額に関する取扱要綱

制 定 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、「外部資金等により雇用される非常勤職員就業規程」第10条第1項及び第21条第1項に基づき、特任教員及び博士研究員における給料の基準額について定める。

(給料の基準額の要件)

第2条 特任教員及び博士研究員における給料の基準額について、別表1のとおり定める。

2 理事長は、極めて高度な知識若しくは経験を必要とする職務又はその他特別な理由がある場合で、前項による別表1に定める給料の基準額では人材の確保が困難になると認めるときは、別表1にかかわらず、個別に給料の基準額を決定することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

特任教員及び博士研究員の給料の基準額

称号	下限（月額/円）	上限（月額/円）
特任教員	500,000	1,500,000
特任准教授・特任講師	300,000	600,000
特任助教	300,000	500,000
特任助手	200,000	500,000
博士研究員	200,000	480,000